

労働者派遣法改悪に反対する声明

2015年6月12日
公教育計画学会理事会

生涯派遣で低賃金、という状況を日本の雇用の常態にしてはならない。非正規労働者は2,000万人を超え、全体の40%にもものぼっている。非正規労働者は、正規労働者と同等の労働時間やそれに準じる職務内容を担っている者でさえ非正規であるという理由で給与等の差別的な処遇格差を受け、ワーキングプア問題の一つの温床となっている。そして、保護者が非正規労働者であれば、子どもが貧困におちいる可能性も高い。現在子どもの貧困率は16.3%となり、6人に1人が貧困状態に置かれている。2012年度には、小中学生の就学援助は率で15.64%、人数では155万人以上にも及んでいる。しかし、こうした構造化する貧困問題に対して、政府は、累進課税の強化など再分配政策による所得不平等の是正にも消極的である。

現在の貧困状況のみならず、将来への不安を抱え働く人々、そしてその家族を増やしてきた政策の中核ともいえるものの一つが、労働者派遣制度である。派遣労働者は135万人と拡大をしている。今国会で、さらなる労働者派遣の改悪が強行されようとしている。従来、労働法制において、労働者を直接雇用すべきことを原則とし、雇用と使用とを分離する間接雇用は、働く者の地位を不安定にさせるものであると考えられてきた。労働者派遣という形態は、その例外として認められてきたに過ぎない。雇用主及び使用先の責任を曖昧にする問題を抱えたその例外形態が常態に転換され、直接雇用に迫ろうとする趨勢になりつつある。今回の派遣法改正案は、派遣期間を原則1年、最長3年の規定を撤廃し、無期限の派遣使用を可能とする改悪案であり、これは現在の派遣労働者のみならず労働者全体の雇用に影響をもつものである。同法案は、専門業務と一般業務との区別をなくし、すべての業務で3年を区切りとする。派遣労働者を入れ替えれば、派遣元、派遣先企業はずっと派遣の形態を存続させることができる。他方、派遣労働者からみると、同一職場で働けるのは3年までとなり、雇い止めの不利益を受けやすくなる。

ふりかえてみれば、1985年に中曽根内閣によって特定13職種に対して派遣を許容したのが労働者派遣法のはじまりであり、1996年に橋本内閣によって特定職種が26に拡大されて、現在に至っている。2003年には小泉内閣によって26職種は派遣期間が3年から無制限に、それ以外は派遣期間を3年上限とする内容に改悪された。2012年10月1日より、労働者派遣法が改正され、法律の正式名称が「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」から「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」となっている。「保護」という言葉がいちじくの葉のように使われているが、搾取の強化にはほかならない。

厚生労働省「労働者派遣事業報告書」（平成25年度報告）によれば、その派遣件数は82

万件に及び、年間売上高は総額5兆1,042億円となっている。5兆円規模の市場に拡大した派遣業者の繁栄状況がうかがえる。今回の派遣法改悪によって、とくにIT産業等の特定26職種の高い専門性を持つ、したがって賃金の高く比較的安定した雇用を確保していた派遣労働者が狙い撃ちにあっている。IT関連労働者30万人全体の危機ともいわれている。派遣労働者の雇用の不安定化と低賃金化とを拵げ、代わりに、派遣業者の中間搾取を拡大させることが今回の派遣法改悪のねらいのひとつにある。

この派遣法の改正にあわせて、より一層、労働者の基本的な権利を損ない、無視する雇用主利益に偏った労働法秩序への改変も進んでいる。「不当解雇」でも金銭解決できる制度を導入し、「カネさえ払えば裁判に負けても解雇が自由」な社会の実現をもくろんでいる。労働者は、雇用主に対する法規制による保護を外され、これまで以上に不安定な存在となる。

また、子どもの貧困対策法ができ、子供の貧困対策大綱がつくられているが、貧困のもとを断たない政策は、その意義が大幅に減ぜられる。今回の派遣法改悪がねらうように非正規労働者を拡大させる一方で、貧困家庭の子どもの対象とした学習支援などの「自立」支援策を講じてもその効果は限定的である。さらに、高等教育の再編にあたって、即戦力の人材養成を名目にした新たな職業教育機関を重点化する政策を文部科学省は打ち出している。しかし、そうした人材養成政策にしても、このように不安定な雇用と劣悪な処遇が蔓延する中では、社会的意義は高まらない。以上、期間の定めのない直接雇用が労働者の権利と保護につながる基本的形態であり、非正規労働者の処遇改善こそ必要だとする立場から、本学会理事一同は、現在審議中の労働者派遣法案の改悪に反対するものである。